

指定申請に係る提出書類チェック表（新規申請、指定更新）

事業所名	指定を受けようとするサービスの種類 ※
	<input type="checkbox"/> 訪問介護相当サービス <input type="checkbox"/> 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）

※該当サービスを■とすること

	提出書類	申請者確認欄	
		新規	更新
1	第1号様式 可児市介護予防・日常生活支援総合事業 事業者指定申請書 第3号様式 可児市介護予防・日常生活支援総合事業 事業者指定更新申請書		
2	付表12 訪問介護相当サービス/訪問型サービスAの指定に係る記載事項		
3	申請者の登記事項証明書又は条例等 (登記事項証明書は、発行後3か月以内の原本を添付すること)		省略可
4	参考様式1 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表		
5	参考様式2 管理者の経歴書		省略可
6	従業員の資格を証する書類の写し ・「訪問介護員」下記のいずれかの資格を確認できる書類の写し（訪問型サービスAの場合は、市の指定する研修も可） 介護福祉士、看護師、准看護師、介護職員初任者研修、社会福祉士法及び介護福祉士法に基づく実務者研修、旧訪問介護員養成研修1級、旧訪問介護員養成研修2級、旧介護職員基礎研修課程の資格を確認できる書類の写し ・「サービス提供責任者」（訪問事業責任者）下記のいずれかの資格を確認できる書類の写し（訪問型サービスAの場合は、市の指定する研修も可） 介護福祉士、社会福祉士法及び介護福祉士法に基づく実務者研修、旧訪問介護員養成研修1級、旧介護職員基礎研修課程、看護師、准看護師		
7	従業員の雇用が確認できる書類の写し ・雇用契約書、雇用通知書、辞令、健康保険被保険者証の写し 等 ・兼務の場合は、兼務先の勤務表も添付すること		
8	事業所が法人所有の場合 ・建物の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの。写し可） ・建築確認通知書又は検査済証の写し 事業所が法人の所有でない場合 ・建物の賃貸借契約書、使用承諾書等の写し		-
9	参考様式3 平面図		省略可
10	参考様式6 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要		省略可
11	運営規程		省略可
12	参考様式8 誓約書（別紙⑤：介護予防・日常生活支援総合事業事業者向け）		
13	損害賠償責任保険証書の写し（手続中の場合は、申込書及び領収書の写し）		-
14	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書		-
15	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表		-
16	指定申請に係る提出書類チェック表		

※省略可となっているもので既に提出しているものは、変更がない旨の申立書の提出により省略できます。

※法人情報、人員、設備等に変更がある場合は、あわせて「第4号様式 介護予防・日常生活支援総合事業事業者変更届出書」を提出してください。